

等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。

(法第五条第十七項に規定する主務省令で定め
る期間)

第六条の十の六 法第五条第十七項に規定する主

務省令で定める期間は、一年間とする。
(法第五条第十七項に規定する主務省令で定め
る援助)

務省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は隨時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定官章害届出サービス事業者

（法第二十九条第三項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

（法第五条第十八項に規定する主務省令で定める援助）

第六条の十八 法第五条第十八項に規定する主務省令で定める援助は、次に掲げる援助とする。

二 び移行後の定着に関する相談 二 住居の確保に係る援助

三 前二号に掲げるもののほか、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

(法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害

者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において

「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害

者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

第六条の十一の二 法第五条第二十一項に規定する主務省令で定めるものは、障害者支援施設、(めるもの)

のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院（法第五条第二十一項に規定する精神科病院をいう。）に入院している精神障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の處遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

（法第五条第二十一項に規定する主務省令で定める便宜）

（法第五条第二十三項に規定する主務省令で定める事項）
第六条の十五 法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供するまでの留意事項とする。
2 法第五条第二十三項に規定する主務省令で定める用計画に係る同項に規定する主務省令で定める事項は、支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十四項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供するまでの留意事項とする。
（法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間）
第六条の十六 法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害的な援助の方針及び生活全般的な解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に

一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるものの一月間

イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

三 就労選択支援を利用する者（前二号に掲げる者を除く。）一月間

四 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（前三号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの 三月間

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援助、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百三十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。）を利用する者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、六十五歳以上のもの（介護保険法の規定による保険給付に係る居宅介護支援（同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。又は介護予防支援（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援をいう。）を利用する者を除く。）を利

四 四肢体不自由
五 小心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害（前号に掲げるものを除く。）
六 先天性の内臓の機能の障害（前号に掲げるヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害）
七 （令第一条の二第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害）
第六条の十八 令第一条の二第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであつて、確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。）とする。
一 視覚障害
二 聴覚又は平衡機能の障害
三 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
四 肢体不自由
五 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも前各号に掲げる者を除く。)又は地域移行支援を利用する者(第一号に掲げる者を除く。)六月間

(令第一条の二第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害)

第六条の十七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十一年政令第十号。以下「令」という。)第一条の二第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであつて、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。)とす

第六条の二十一 法第五条第二十八項に規定する
主務省令で定める便宜は、創作的活動又は生産
活動の機会の提供、社会との交流の促進その他
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営
むために必要な支援とする。

第二章 自立支援給付

第一節 通則

(指定事務受託法人の指定の要件)

第六条の二十二 法第十一条の二第一項の主務省
令で定める要件は、同項第一号に規定する事務
(以下この条において「質問等事務」という。)
については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理
的及び技術的な基礎を有するものであるこ
と。

二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務
の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも
のであること。

三 質問等事務以外の業務を行つている場合に
は、その業務を行うことによつて質問等事務
の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも
のであること。

六 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

（令第一条の二第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害）

第六条の十九 令第一条の二第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害は、通常による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む。）とする。

（法第五条第二十六項に規定する主務省令で定める基準）

第六条の二十 法第五条第二十六項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替されたものであること。

二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のうち、同一の製品につき長期間つづける

第二章 自立支援給付

定する。自立支援給付対象者へ不等をうける
を行う者若しくはこれを使用する者若しくは
これらの者であつた者（第六条の二十八第一
項において「質問等対象者」という。）から
の苦情を処理するために講ずる措置の概要
項において「質問等対象者」という。）から
の苦情を処理するために講ずる措置の概要
七 当該申請に係る市町村等事務に係る職員の
勤務の体制及び勤務形態
八 当該申請に係る市町村等事務に係る資産の
状況
九 役員の氏名、生年月日及び住所
十 その他指定に関し必要と認める事項
二 令第三条の二第二項の内閣府令・厚生労働省
令で定める書類は、次のとおりとする。
一 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事
項証明書等
二 市町村等事務受託事務所の平面図
三 令第三条の二第三項各号に該当しないこと
を誓約する書面（次条第一項において「誓約
書」という。）
（指定事務受託法人の名称等の変更の届出等）
第六条の二十四 指定事務受託法人は、前条第一
項第二号、第五号若しくは第九号に掲げる事項
又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行ふにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定事務受託法人に係る指定の申請等)

第六条の二十三 令第三条の二第二項の内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定に係る市町村等事務（令第三条の二第一項に規定する市町村等事務をいう。以下同じ）を行ふ事務所（以下「市町村等事務受託事務所」という。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る市町村等事務の種類

四 当該申請に係る市町村等事務の開始の予定期年月日

五 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

第六条の二十八

一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している市町村等事務の内容
(管理者)

第六条の二十六 指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(身分を証する書類の携行)

第六条の二十七 指定事務受託法人は、市町村等事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(苦情処理)

第六条の二十八 指定事務受託法人は、自ら実施した市町村等事務に対する質問等対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

書類の記載事項（第一号については、当該指定に係る事務に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 市町村等事務の廃止、休止又は再開について
は、第三十四条の二十三第三項及び第四項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村等事務の委託の公示等）

第六条の二十五 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 前条に規定する事項のうち、変更した事項
とその変更内容

四 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の再交付の申請)

第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号(当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む)を記載することを要しない。

一次に掲げる事項

イ 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との統続柄

八 申請の理由

二 氏名及び生年月日又は居住地(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 个人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号カードをいう。以下同じ)、運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)による運転免許証(健保法(昭和五十七年法律第八十号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十九号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、以下「高齢者医療確保法」という。)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。以下同じ)による被保険者証(健康保険法による日雇特例被保険者手帳(健保法(昭和二十八年法律第二百四十五号)を限る。)を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。)、組合員証及び加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下同じ。)並びに介護保険法による被保険者証をい。以下同じ。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

三号)による精神障害者保健福祉手帳をい。以下同じ。)、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るために、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対しても支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書をいう。以下同じ。)

四 以下同じ。)又は特別永住者証明書には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(介護給付費又は訓練等給付費の支給)

第二十四条 市町村は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、介護給付費又は訓練等給付費を支給するものとする。

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する主務省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 療養介護 次に掲げる費用

イ 日用品費
ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担せざることが適當と認められるもの

二 生活介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用
ロ 創作的活動に係る材料費

三 生産活動に係る材料費

イ 日用品費
ロ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担せざることが適當と認められるもの

四 共同生活援助 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用
ロ 光熱水費

五 日用品費

六 自立訓練(宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担せざることが適當と認められるもの

七 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用
ロ 光熱水費
ハ 日用品費

八 就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用
ロ 生産活動に係る材料費

九 日用品費

十 その他就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担せざることが適當と認められるもの

十一 共同生活援助 次に掲げる費用

イ 食料費
ロ 家賃

必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

(受給者証の提示)

第二十六条 支給決定障害者等は、法第二十九条の規定に基づき、指定障害福祉サービス等（同条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を受けるに当たつては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等に対して受給者証を提示しなければならない。

（令第十七条第一号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定）

第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

（令第十七条第一号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）

第二十六条の三 所得割（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百四十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に同法第三百四十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとす

る。（令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者及び内閣府令・厚生労働省令で定める者）

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

第三十一条 法第三十一条に規定する主務省令で定める特別の事情は、次の各号に定める特

別の事情

で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上月額としたならば保護（生活保護法等（同条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を受けるに当たつては、その都度、指定障害福祉サービス事業者等に対して受給者証を提示しなければならない。

（令第十七条第一号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定）

第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条の七並びに附則第五条の四の二第五項とする。

（令第十七条第一号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）

第二十六条の三 所得割（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百四十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に同法第三百四十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとす

る。（令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者及び内閣府令・厚生労働省令で定める者）

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に定める特

別の事情

一 支給決定障害者等又はその属する世帯（特定支給決定障害者（令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）を除く。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の申請）

第二十八条から第三十条まで 削除

第三十一条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、法第三十三条第一項の規定に基づき、次の各号に定める額を負担上月額としたならば保護（生活保護法等（同条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を受けるに当たつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

第二十九条 第二十九条第一項の規定に基づき、次の各号に定める保護をうならべる

一 必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる

二 必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

第三十条 第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に定める保護をうならべる

一 必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる

二 必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

第三十一条 第三十一条第一項の規定に基づき、次の各号に定める保護をうならべる

一 必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる

二 必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

第三十二条 第三十二条第一項の規定に基づき、次の各号に定める保護をうならべる

一 必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる

二 必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

第三十三条 第三十三条第一項の規定に基づき、次の各号に定める保護をうならべる

一 必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる

二 必要としない状態となるものとする。

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上月額としたならば保護をうならべる）

一 項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

二 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。）を受けている指定障害者支援施設等又は指定障害者福祉サービス事業者の名称

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。）を受けている指定障害者支援施設等又は指定障害者

一 令第十七条第四号に該当する者であること

二 受給者の証

三 令第十七条第四号に該当する者であること

四 添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により證明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第十七条第四号に該当する者であること

二 証する書類

三 令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に添付する書類（施設入所支援による支給決定を受けた特定障害者に限る。）

四 入居していいる共同生活援助を行う住居に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

一 市町村は、第一項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。

二 特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

三 一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

四 別給付費の額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

号及び第七号において「併設事業所」といふ。)又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。)

六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)

七 並びに設備の概要
八 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員

九 運営規程
十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十二 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十三条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 誓約書
十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び登記事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 誓約書
三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二第六の四第三号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第七号、第一百三十一条の八の二第一項第八号又は第二十五条第一項第七号

二 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第八号又は第二十五条第一項第九号

三 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第九号、第一百三十二条の八の二第一項第十号又は第二十五条第一項第九号

四 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十号又は第二十五条第一項第九号

五 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十一号、第一百三十二条の八の二第一項第十一号又は第二十五条第一項第十一号

六 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十二号又は第二十五条第一項第十二号

七 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十三号又は第二十五条第一項第十三号

八 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十四号又は第二十五条第一項第十四号

九 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十五号又は第二十五条第一項第十五号

一〇 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十六号又は第二十五条第一項第十六号

一一 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十七号又は第二十五条第一項第十七号

一二 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十八号又は第二十五条第一項第十八号

一三 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十九号又は第二十五条第一項第十九号

一四 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十号又は第二十五条第一項第二十号

一五 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十一号又は第二十五条第一項第二十一号

一六 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十二号又は第二十五条第一項第二十二号

一七 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十三号又は第二十五条第一項第二十三号

一八 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十四号又は第二十五条第一項第二十四号

一九 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十五号又は第二十五条第一項第二十五号

二〇 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十六号又は第二十五条第一項第二十六号

二一 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十七号又は第二十五条第一項第二十七号

二二 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十八号又は第二十五条第一項第二十八号

二三 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十九号又は第二十五条第一項第二十九号

号又は第二百四十条の二十五第一項第五号 第一項第六号

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 提供する障害福祉サービスの種類

五 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

六 第三者に委託することにより提供する障害

福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 指定障害福祉サービス基準第百三十二条の五第一項第十一号又は第二十五条第一項第十一号

十三 誓約書

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び登記事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一五 介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二第六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十

四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者

が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二第六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合は、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認する

規定期間に係る事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一六 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十七号又は第二十五条第一項第十七号

一七 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十八号又は第二十五条第一項第十八号

一八 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十九号又は第二十五条第一項第十九号

一九 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十号又は第二十五条第一項第二十号

二〇 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十一号又は第二十五条第一項第二十一号

有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 提供する障害福祉サービスの種類

五 第三者に委託することにより提供する障害

福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

六 第三者に委託することにより提供する障害

福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 指定障害福祉サービス基準第百三十二条の五第一項第十一号又は第二十五条第一項第十一号

十三 誓約書

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害

福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び登記事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一五 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十七号又は第二十五条第一項第十七号

一六 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十八号又は第二十五条第一項第十八号

一七 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第十九号又は第二十五条第一項第十九号

一八 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十号又は第二十五条第一項第二十号

一九 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十一号又は第二十五条第一項第二十一号

二〇 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十二号又は第二十五条第一項第二十二号

二一 介護保険法施行規則第百三十二条の五第一項第二十三号又は第二十五条第一項第二十三号

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

二 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

三 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

四 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

五 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

六 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

七 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

八 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

九 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

一〇 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

一一 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

一二 事業所(当該事業所の一部として使用される事務所を

重複する事項を提出することができる場合は、この限りでない。

ビス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

第三十四条の十三 削除

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉

祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を記載することができる場合に提出するものとする。

一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 誓約書
三 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができることとする。

4 第三十四条の九第四項(指定居宅サービス事業者に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

5 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

六 都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を記載することができる場合に提出するものとする。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

七 都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するためには、講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第十九条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十二 誓約書

十三 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県並びに当該協力医療機関との契約の内容並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県並びに当該協力医療機関との契約の内容並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県並びに当該協力医療機関との契約の内容並びに当該協力医療機関との契約の内容

十五 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県並びに当該協力医療機関との契約の内容並びに当該協力医療機関との契約の内容

十六 利用者の推定数

十七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するためには、講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 指定障害福祉サービス基準第百七十三条の九において準用する指定障害福祉サービス基準第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十二 利用者の推定数

十三 事業所の名称及び所在地

十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十六 事業所の運営規程

十七 利用者の推定数

十八 事業所の名称及び所在地

十九 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

二十 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

二十一 事業所の運営規程

二十二 利用者の推定数

二十三 事業所の名称及び所在地

二十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

二十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

二十六 事業所の運営規程

二十七 利用者の推定数

二十八 事業所の名称及び所在地

二十九 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

三十一 事業所の運営規程

三十二 利用者の推定数

三十三 事業所の名称及び所在地

三十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

三十六 事業所の運営規程

三十七 利用者の推定数

三十八 事業所の名称及び所在地

三十九 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

四十 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

四十一 事業所の運営規程

四十二 利用者の推定数

四十三 事業所の名称及び所在地

四十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

四十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

四十六 事業所の運営規程

四十七 利用者の推定数

四十八 事業所の名称及び所在地

四十九 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

五十 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

五十一 事業所の運営規程

五十二 利用者の推定数

五十三 事業所の名称及び所在地

五十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

五十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

五十六 事業所の運営規程

四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合に、この限りでない。

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 申請者の登記事項証明書又は条例等

四 事業所の平面図及び設備の概要

五 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六 利用者の推定数

七 事業所の名称及び所在地

八 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

九 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十 事業所の運営規程

十一 事業所の平面図及び設備の概要

十二 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十三 事業所の運営規程

十四 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

十五 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十六 事業所の運営規程

十七 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

十八 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

十九 事業所の運営規程

二十 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

二十一 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

二十二 事業所の運営規程

二十三 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

二十四 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

二十五 事業所の運営規程

二十六 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

二十七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

二十八 事業所の運営規程

二十九 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

三十一 事業所の運営規程

三十二 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十三 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

三十四 事業所の運営規程

三十五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十六 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

三十七 事業所の運営規程

三十八 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

三十九 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

四十 事業所の運営規程

四十一 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

四十二 事業所の管理者及びサービス管理責任者の職名

四十三 事業所の運営規程

に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(就労定着支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の二 法第三十六条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

二 申請者の登記事項証明書又は条例等

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地

六 利用者の推定期数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 誓約書

十三 その他指定に關し必要と認める事項

十四 誓約書

十五 その他指定に關し必要と認める事項

十六 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十七 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十八 誓約書

十九 其他

二十 その他

に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

(自立生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の三 法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の登記事項証明書又は条例等

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 指定を受けようとする事業者の勤務の体制及び勤務形態

六 利用者の推定期数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二に規定する受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

十二 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の四第一項(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十三 指定障害福祉サービス基準第二百十二条の二(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。)の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 誓約書

十五 その他指定に關し必要と認める事項

十六 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地

六 事業所の平面図

七 利用者の推定期数

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 誓約書

十三 その他指定に關し必要と認める事項

十四 誓約書

十五 その他指定に關し必要と認める事項

十六 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(法第三十六条第六項の規定による通知の求めの方)等)

第三十四条の二十一の二 市町村長は、法第三十六条第六項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による通知を求める際は、当該通知の対象となる障害福祉サービスの種類、区域及び期間その他通知を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

2 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 法第三十六条第六項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日(法第四十一条第一項の更新の場合にあっては、当該更新の予定年月日)

四 利用者の推定数(療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限る。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新の場合に限る。)

五 運営規程(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

第三十四条の二十一の三 市町村長は、法第三十六条第七項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の方法)の調整を図る見

地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該意見の対象となる障害福祉サービスの種類

二 都道府県知事が法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定又はその更新を行ってに当たつて条件を付することを求める旨及びその理由

三 前号の条件の内容

四 その他必要な事項

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行

動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる事項

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第七号(指定障害福祉サービス基準百十五条第七号)に掲げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第九号まで及び第十二号に掲げる事項

六 自立訓練(機能訓練) 第三十四条の十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

七 自立訓練(生活訓練) 第三十四条の十五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

八 就労選択支援 第三十四条の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

九 就労移行支援 第三十四条の十六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第一項第四号、第三十四条の十八の三第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行

動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)及び第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

二 自立生活援助 第三十四条の十八の三第三号、第八号及び第十二号に掲げる事項

三 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

四 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第九号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

六 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

七 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

八 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

一 廃止し、又は休止しようとするとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとするとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

に開するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

九号、第八号及び第十一号に掲げる事項

十号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

十二号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十三号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

十四号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

十五号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項

十六号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十七号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十三号に掲げる事項

十八号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十四号に掲げる事項

十九号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十五号に掲げる事項

二十号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十六号に掲げる事項

二十一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十七号に掲げる事項

二十二号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十八号に掲げる事項

二十三号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十九号に掲げる事項

二十四号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十号に掲げる事項

二十五号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十一号に掲げる事項

二十六号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十二号に掲げる事項

二十七号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十三号に掲げる事項

二十八号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十四号に掲げる事項

二十九号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十五号に掲げる事項

三十号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十六号に掲げる事項

三十一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十七号に掲げる事項

三十二号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十八号に掲げる事項

三十三号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第二十九号に掲げる事項

三十五号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十号に掲げる事項

三十六号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十一号に掲げる事項

三十七号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十二号に掲げる事項

三十八号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十三号に掲げる事項

三十九号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十四号に掲げる事項

四十号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十五号に掲げる事項

四十一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十六号に掲げる事項

四十二号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十七号に掲げる事項

四十三号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十八号に掲げる事項

四十四号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第三十九号に掲げる事項

四十五号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十号に掲げる事項

四十六号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十一号に掲げる事項

四十七号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十二号に掲げる事項

四十八号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十三号に掲げる事項

四十九号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十四号に掲げる事項

五十号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十五号に掲げる事項

五十一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十六号に掲げる事項

五十二号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第四十七号に掲げる事項

引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相

当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提

供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項に規定する指定障

害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」といいう。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

二 施設の名称及び設置の場所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の登記事項証明書又は条例等

五 提供する法第五条第一項に規定する施設障

害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類

六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するための講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）

十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支

援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以

下この款において「指定障害者支援施設基

準」という。）第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療

協力歯科医療機関があるときは、その名称及

び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四 誓約書

十五 その他指定に関し必要と認める事項

十六 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）

十七 指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げ

る事項を記載した申請書又は書類を、当該指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十八 指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等

十九 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十 指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等

二十一 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十二 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十三 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十四 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十五 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十六 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十七 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十八 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十九 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十一 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十二 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十三 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十四 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十五 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十六 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十七 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十八 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三十九 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

四十 指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

ハ 引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対する施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

二 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

三 重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。

四 第三十一条の二第一項の主務省令で定める障害福祉児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）

五 第三十一条の二第一項の主務省令で定める障害福祉児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）

六 第三十一条の二第一項の主務省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 居宅介護又は重度訪問介護（訪問介護（介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護をいう。））

二 生活介護又は自立訓練（生活訓練）通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。）

三 短期入所（短期入所生活介護（介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。））

四 自立訓練（機能訓練）通所介護又は通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。）

五 第三十一条の二第一項の主務省令で定める地域密着型サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 生活介護又は自立訓練（地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。次号において同じ。）及び指定地域密着型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをい

い、同項第一号に掲げるサービスに限る。次号において同じ。)

二 短期入所について法第
四十一条の二第一項の主務省令で定める介護予
防サービスの種類は、介護予防短期入所生活介
護（介護保険法第八条の二第七項に規定する介
護予防短期入所生活介護をいう。）とする。

第三十四条の二十六の七 生活介護、短期入所又
は自立訓練について法第四十一条の二第一項の
主務省令で定める地域密着型介護予防サービス
の種類は、介護予防小規模多機能型居宅介護
（介護保険法第八条の二第十四項に規定する介
護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）とす
る。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る
別段の申出）

第三十四条の二十六の八 法第四十一条の二第一
項ただし書の規定による別段の申出は、次の事
項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の
所在地を管轄する都道府県知事に提出して行う
ものとする。

一 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並
びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び
住所所

二 当該申出に係る障害福祉サービスの種類

三 前号に係る障害福祉サービスについて法第
四十二条の二第一項に規定する特例による指
定を不要とする旨

（事業の廃止又は休止）

第三十四条の二十六の九 法第四十一条の二第一
項に規定する者であつて、同項の申請に係る法
第三十六条第一項の指定を受けたものは、児童
福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指
定通所支援（第三十四条の二十六の三に定める
種類の通所支援に係るものに限る。）の事業又
は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定
居宅サービス（第三十四条の二十六の四に定め
る種類の居宅サービスに係るものに限る。）の業
事（同法第五十三条第一項に規定する指定介
護予防サービス（第三十四条の二十六の五に定
める種類の介護予防サービスに係るものに限
る。）の事業若しくは同法第五
十条の二第一項に規定する指定地域密着型サービ
ス（第三十四条の二十六の六に定める種類の地
域密着型サービスに係るものに限る。）の事業
又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定
地域密着型介護予防サービス（第三十四条の二
十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サ
ービスに係るものに限る。）の事業（当該指定
に係る事業所において行うものに限る。）を廢
止し、又は休止しようとするときは、その廃止
又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項
を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なけ
ればならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現に指定障害福祉サービスを受けている者
に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者の氏名、連絡先、受給者証番号及び
引き続き当該指定障害福祉サービスに相当
するサービスの提供を希望する旨の申出の
有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対
し、必要な障害福祉サービスを継続的に提
供する他の指定障害福祉サービス事業者名
有無

四 休止しようとする場合にあつては、休止の
予定期間

2 前項の届出は、介護保険法百三十二条の十
二第四項又は第百四十条の三十第四項の規定に
よる届出の書類の写しを提出することにより行
うことができる。

（事業の廃止又は休止）

第三十四条の二十六の十 法第四十一条の二第一
項に規定する者であつて、同項の申請に係る法
第三十六条第一項の指定を受けたものは、児童
福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指
定通所支援（第三十四条の二十六の三に定める
種類の通所支援に係るものに限る。）の事業又
は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定
居宅サービス（第三十四条の二十六の四に定め
る種類の居宅サービスに係るものに限る。）の業
事（同法第五十三条第一項に規定する指定介
護予防サービス（第三十四条の二十六の五に定
める種類の介護予防サービスに係るものに限
る。）の事業若しくは同法第五
十条の二第一項に規定する指定地域密着型サービ
ス（第三十四条の二十六の六に定める種類の地
域密着型サービスに係るものに限る。）の事業
又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定
地域密着型介護予防サービス（第三十四条の二
十六の七に定める種類の地域密着型介護予
防サービスに係るものに限る。）の事業（当該指定
に係る事業所において行うものに限る。）を廢
止し、又は休止しようとするときは、その廃止又
は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項
を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なけ
ればならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現に指定障害福祉サービスを受けている者
に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者の氏名、連絡先、受給者証番号及び
引き続き当該指定障害福祉サービスに相当
するサービスの提供を希望する旨の申出の
有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対
し、必要な障害福祉サービスを継続的に提
供する他の指定障害福祉サービス事業者名
有無

四 休止しようとする場合にあつては、休止の
予定期間

2 前項の届出は、児童福祉法第二十二条の五、
十九第二項又は介護保険法第七十五条第二項、
第七十八条の五第二項若しくは第一百五十五条の十
五第二項の規定による届出の書類の写しを提出
することにより行うことができる。

（法第五十一条の二第一項の主務省令で定める
基準）

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の
主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者
の区分に応じ、当該各号に定めるところによ
る。

一 指定を受けている事業所及び施設の数が一
以上二十未満の指定事業者等（のぞみの園の
設置者を除く。以下この条において同じ。）
法令を遵守するための体制の確保に係る責任
者（以下「法令遵守責任者」という。）の選
任をすること。

二 指定を受けている事業所及び施設の数が二
十以上百未満の指定事業者等（のぞみの園の
設置者を除く。以下この条において同じ。）
法令を遵守するための体制の確保に係る責任
者の選任をすること及び業務が法令に適合す
ることを確保するための規程を整備するこ
と。

三 指定を受けている事業所及び施設の数が百
以上二百未満の指定事業者等（のぞみの園の
設置者を除く。以下この条において同じ。）
法令を遵守するための体制の確保に係る責任
者の選任をすること及び業務が法令に適合す
ることを確保するための規程を整備すること。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五
十条の二第一項の規定による業務管理体制の整
定期的に行うこと。

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
三 住所及び職名

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前條
第三号に掲げる者である場合に限る。）

五 指定事業者等は、前項の規定により届け出た
事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変
更に係る事項について、法第五十一条の二第二
項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に
届け出なければならない。ただし、当該変更に
係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合
において、都道府県知事又は指定都市若しくは
中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福
祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービス
の種類に応じて当該各号に定める事項又は第三
十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項につ
いて、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者
を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は
第三十四条の二十六第一項の届出を受けたこと
により、前項第一号に掲げる事項に係る事実の
確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げ
る事項に係る届出又は届出書の記載を要しない
ものとすることができる。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行
動援護 第三十四条の八第一項第二号に掲
げる事項

二 療養介護 第三十四条の七第一項第二号に掲
げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一項第二号に掲
げる事項

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第二号に掲
げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二
第一項第二号に掲げる事項

備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載
した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に
応じ、厚生労働大臣若しくはこども家庭庁長官
及び厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市
若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の
二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の
市長（以下この条において「厚生労働大臣等」
といふ。）に届け出なければならない。

二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現に指定障害福祉サービスを受けている者
に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けて
いる者の氏名、連絡先、受給者証番号及び
引き続き当該指定障害福祉サービスに相当
するサービスの提供を希望する旨の申出の
有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対
し、必要な障害福祉サービスを継続的に提
供する他の指定障害福祉サービス事業者名
有無

四 休止しようとする場合にあつては、休止の
予定期間

2 前項の届出は、児童福祉法第二十二条の五、
十九第二項又は介護保険法第七十五条第二項、
第七十八条の五第二項若しくは第一百五十五条の十
五第二項の規定による届出の書類の写しを提出
することにより行うことができる。

（法第五十一条の二第一項の主務省令で定める
基準）

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の
主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者
の区分に応じ、当該各号に定めるところによ
る。

一 指定を受けている事業所及び施設の数が一
以上二十未満の指定事業者等（のぞみの園の
設置者を除く。以下この条において同じ。）
法令を遵守するための体制の確保に係る責任
者（以下「法令遵守責任者」という。）の選
任をすること。

二 指定を受けている事業所及び施設の数が二
十以上百未満の指定事業者等（のぞみの園の
設置者を除く。以下この条において同じ。）
法令を遵守するための体制の確保に係る責任
者の選任をすること及び業務が法令に適合す
ることを確保するための規程を整備すること。

二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

(法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項)

第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。

(地域相談支援給付決定の変更の申請)

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項に規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況

三 当該申請に係る地域相談支援の具体的な内容

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う手続

五 その他必要な事項

(地域相談支援給付決定の変更の決定により地域相談支援受給者証の提出を求める場合の手続)

第三十四条の四十五 市町村は、法第五十一条の九第二項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定を行つた旨

二 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

三 地域相談支援受給者証の提出に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。(準用)

第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する。

法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条第一項」とあるのは、「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第三十四条の三十六の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の九第三項の調査について、第三十四条の三十八及び第三十四条の三十九の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する。この規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条の四十一(第三号に限る)の規定は法第五十一条の九第三項において準用する。この規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第八項の地域相談支援受給者証の交付について準用する。

(令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の四十七 令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十四条の三十一第一号に掲げる事項とする。

(申請内容の変更の届出)

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 前項に規定する事項のうち、変更した事項

三 その他必要な事項

(地域相談支援受給者証の返還を求める場合の手続)

第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の九第三項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返還を求める場合の手続)

2 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。

二 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。

三 その他必要な事項

一 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。

二 前項の届出書には、同項第二号に掲げる額を支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

三 付費の額

二 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

2 通知し、地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

二 前項の地域相談支援受給者証の再交付の申請

三 地域相談支援受給者証を返還先及び返還期限

2 前項の地域相談支援受給者証の再交付の申請

一 該当する事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合は、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

二 一次に掲げる事項

イ 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ 申請の理由

二 一次に掲げる事項

イ 当該申請された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものの個人番号カード、運転免許証若しくは運転歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真的表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該地域相談支援給付決定障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ 被保険者証等、児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他のこれに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

2 合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

一 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給する。

第三十四条の五十二 地域相談支援受給者証の提示

一 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

二 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給

一 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先及び地域相談支援受給者証番号(第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号を、市町村に提出しなければならない)。

二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

一 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び個人番号

市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する主務省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

三 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。（計画相談支援給付費の支給の取消し）

第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認められたとき

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかるはずの同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。（計画相談支援給付費の支給）

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するため講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十一 その他指定に関し必要と認める事項

十二 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十三 現に受けている指定の有効期間満了日

一 誓約書

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第五号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合に限りである。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）に記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合に限りである。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するため講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十一 その他指定に関し必要と認める事項

十二 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十三 現に受けている指定の有効期間満了日

一 誓約書

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十五条 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第五号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合に限りである。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）に記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合に限りである。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するため講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十一 その他指定に関し必要と認める事項

十二 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十三 現に受けている指定の有効期間満了日

一 誓約書

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 医療受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その医療受給者証を添えなければならない。

3 医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村等に返還しなければならない。

4 精神通院医療に係る第一項の申請及び前項の返還については、第三十五条第三項の規定を準用する。

5 精神通院医療に係る医療受給者証の再交付については、第四十二条の規定を準用する。

(医療受給者証の返還を求める場合の手続)

第四十九条 市町村等は、法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により支給認定障害者等に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第五十七条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行つた旨

二 医療受給者証を返還する必要がある旨

三 医療受給者証の返還先及び返還期限

前項の支給認定障害者等の医療受給者証が既に市町村等に提出されているときは、市町村等は、同項の規定にかかるうえ、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(自立支援医療費の支給)

2 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、法第五十八条第五項の規定により当該支給認定障害者等に支給すべき自立支援医療費は当該指定自立支援医療機関に対して支払うものとする。

(医療受給者証の提示)

5 支給認定に係る障害者等は、法第五十八条第二項の規定に基づき指定自立支援医療機関に於けるに当たつては、その都度、指定自立支援医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

(令第三十五条第一号に規定する額の算定方法)

第六十一条 第二項の規定に基づき指定自立支援医療機関に於けるに当たつては、その都度、指定自立支援医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

第五十二条 令第三十五条第二号に規定する合算所得割の額を算定する場合には、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるの

は、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。

第五十三条 令第三十五条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第三十九条の規定を準用する。

(令第三十五条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

5 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

6 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

五 平成二十四年二元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

七 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金並びに法律第三十四条第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 被用年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三条。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第一百六十六号)に基づく特別障害給付金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第一十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とするもの

九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第一百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償

十 国家公務員災害補償保険法(昭和二十六年法律第一百二十一号)に基づく障害補償及び同法

四の三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに法律第三十四条附則第九十条第一項の規定による福祉手当

六 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

七 平成二十四年二元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

九 平成二十四年二元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

十 平成二十四年二元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

十一 平成二十四年二元化法附則第三十七条第一項の規定による障害一時金

四の三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに法律第三十四条附則第九十条第一項の規定による福祉手当

六 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

七 平成二十四年二元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

八 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

九 平成二十四年二元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金

十 平成二十四年二元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

十一 平成二十四年二元化法附則第三十七条第一項の規定による障害一時金

九 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
十 その他必要な事項
法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
一 薬局の名称及び所在地
二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
三 保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第五十九条において同じ。）である旨
四 調剤のために必要な設備及び施設の概要担当しようとする自立支援医療の種類
五 誓約書
六 その他必要な事項
法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める事業所又は施設
七 その他必要な事項
法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める指定自立支援医療機関）
第五十八条 法第五十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。
（主務省令で定める指定自立支援医療機関）
第五十九条 法第六十条第二項において読み替えで準用する健康保険法第六十八条第二項の主務省令で定める指定自立支援医療機関は、保健医療法第六十四条に規定する保健医をい（健康保険法第六十四条に規定する保健医をい）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師をい）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。
（届出）

第六十三条 指定自立支援医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
二 医療法第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五条）第二十三条、第四十八条若しくは第四十九条又は臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二十条に規定する処分を受けたと（変更の届出を行うべき事項）
第六十条 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たっては、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために良質かつ適切な医療をこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところにより提供しなければならない。
一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地
三 指定訪問看護事業者等である旨
四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項又は第一号、第五号及び第九号を除く。）に掲げる
（変更の届出を行うべき事項）
第六十一条 法第六十四条に規定する主務省令で定める事項は、指定自立支援医療機関が病院又是診療所であるときは第五十七条第一項各号に規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。
（療養介護医療費の支給等）
第六十二条 指定自立支援医療機関の開設を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。
（指定辞退の申出）
第六十四条 法第六十五条の規定に基づき指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。
（療養介護医療費の支給等）
第六十五条 法第六十五条の規定に基づき申請を行ったと（変更の届出を行うべき事項）
一 次に掲げる事項
イ 当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
ロ 申請の理由
二 個人識別事項が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの
イ個人番号カード、運転免許証若しくは運転歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精

神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留力
ード又は特別永住者証明書

ロイに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他のこれに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該療養介護医療費支給対象障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ 被保険者証等、児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

4 療養介護医療受給者証を破り、又は汚した場合は、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（基準該当療養介護医療費の支給の申請）
第五十四条の三 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者は、法第七十一条第一項の規定に基づき、第三十一条第一項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を添付しなければならない。（令第四十二条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十四条の三の二 令第四十二条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下この条、第六十四条の三の四及び第六十四条の三の五において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となるものとす。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付）
第六十四条の三の三 令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第五十四条各号に掲げる給付とする。

（令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）
第六十四条の三の四 令第四十二条の四第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、当該療養介護医療費の額を負担上限月額としたならば保護を必要とする特例介護医療受給者証を発見したときは、合の第一項の申請書に、その療養介護医療受給者証を添えなければならぬ。

ハ 被保険者証等、児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他のこれに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

4 療養介護医療受給者証を破り、又は汚した場合は、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

（基準該当療養介護医療費の支給の申請）
第五十四条の三の五 令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）
第六十四条の三の五 令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）
第六十四条の三の六 令第四十二条の四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法）
第六十四条の四 令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法）

場合においては、指定自立支援医療機関、指定療養介護医療を行なう指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行なう基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）（以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。）は、は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定自立支援医療機関等が行なった医療に係る診療報酬を請求するものとする。

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の五及び第六十五条の六 削除

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者は、障害児の保護者は、補装具の購入等（法第七十六条第一項に規定する購入等をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出しなければならない。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の八 法第七十三条第四項に規定する主務省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。委員会又は介護保険法第七百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の九 法第七十三条第四項に規定する主務省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十 法第七十三条第四項に規定する主務省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とす。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十一 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、身体障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十二 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、身体障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十三 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、身体障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十四 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、身体障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

（補装具費の支給の申請）
第六十五条の十五 法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、身体障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合には、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の六 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の七 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の八 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の九 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十一 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十二 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十三 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十四 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十五 削除

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）
第六十五条の十六 削除

ている当該申請に係る障害者等にあつては、及び保
その番号とする。

五 当該申請に係る障害者等又はその属する世
帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一
項に規定する者の所得が同条第二項の基準未
満であることその他所得の状況に関する事項
六 医師の意見書又は診断書

七 第五号の事項を証する書類その他負担上限
月額の算定のために必要な事項に関する書類
八 当該申請に係る補装具の購入等に要する費
用の見積り

九 当該申請に係る補装具の購入等に要した費
用に係る領収証

十 当該申請に係る補装具の購入等の完了後の
当該申請に係る障害者等の身体への適合の状
態を確認できる書類等

十一 当該申請に係る補装具の購入等が完了した後
前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情
がある場合には、補装具の購入等が完了した後
に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を
記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に
掲げる添付書類を提出することができる。

(法第七十六条第一項に規定する主務省令で定
める場合)

第十六条の七の二 法第七十六条第一項に規定
する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合
とする。

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交
換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用
が想定される場合

三 补装具の購入に先立ち、複数の補装具等の
比較検討が必要であると認められる場合
(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

四

第五号の九の二 法第七十六条第一項に規定
する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合
とする。

一 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交
換が必要であると認められる場合

二 障害の進行により、補装具の短期間の利用
が想定される場合

三 补装具の購入に先立ち、複数の補装具等の
比較検討が必要であると認められる場合
(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

四

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に當
たつて必要があると認めるときは、身体障害者
福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生
相談所及び次条に定める機関(次項において
「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を
聴くことができる。

二 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給
に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等
の身体に適合したものとなるよう、当該補装具
の販売事業者、貸付け事業者又は修理事業者に
対し、必要な助言及び指導を行うことができ
る。(法第七十六条第三項に規定する主務省令で定
める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する
主務省令で定める機関は、指定自立支援医療機
関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保
健所とする。

関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保
健所とする。

第六節 高額障害福祉サービス等給付費

の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給 付費の支給を受けようとする支給決定障害者等 (令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件の いずれにも該当する者を除く。)は、次に掲げ る事項を記載した申請書を市町村に提出しなけ ればならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居 住地、生年月日、個人番号、連絡先及び受 給者証番号

二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利 用者負担世帯合算額(令第四十三条の五第一 項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。)

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の 月に受けたサービスに係る令第四十三条の五 第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当 該購入等に係る補装具に係る同項第二号に掲 げる額を合算した額

四

五 第六十五条の九の二 法第七十六条第一項に規定 する通所給付決定保護者等(令第七十七条第一 項に規定する補装具費支給対象障害者等を 含む。)に係る令第七十七条第一項に規定する 給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項 に規定する入所給付決定保護者をいう。)で あって、同一の月に障害福祉サービス若しく は児童福祉法第六条の二の二第八項に規定 する通所給付決定保護者をいう。)又は入所 給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項 に規定する入所給付決定保護者をいう。)で あって、同一の月に障害福祉サービス若しく は児童福祉法第六条の二の二第一項に規定す る障害児通所支援若しくは同法第二十四条の 二第一項に規定する指定入所支援を受けた又 は補装具の購入等をしたものとの氏名、生年月 日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者 証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年 厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一 号に規定する通所受給者証番号をいう。)又 は介護保険法による被保険者証の番号(介護 保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規 定する被保険者証の番号をいう。第三項第一 号において同じ。)又は

六 第六十五条の九の三 令第四十三条の四第五項第 二号に規定する厚生労働省令で定める者は、六 十五歳に達する日の前日の属する月において 令第十七条第一号から第三号までに掲げる区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上 限月額としたならば保護を必要とする状態とな つた者であつて、同条第四号に定める額を負担 上限月額としたならば保護を必要としない状態 となつたものとする。

(令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚 生労働省令で定める障害の程度)

第六十五条の九の四 令第四十三条の四第五項第 三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程 度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ 当該各号に定める区分に属するものとする。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生 年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及 び被保険者証の番号

二 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた 障害福祉相当介護保険サービス(令第四十三 条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保 険サービスをいう。)に係る令第四十三条の九 の五において同じ。)に係る令第四十三条の九 第五六項に定める額

三 前項の申請書には、同項第一号に掲げる額を 証する書類及び令第四十三条の四第五項各号 (第四号を除く。)に掲げる要件に該当すること を証する書類並びに申請者及び当該申請者と同 一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介 護保険サービスのあつた月の属する年度(障害 福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月か ら六月末までの場合には、前年度)分の地方 方税法の規定による市町村民税を課されない者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町 村民税を免除された者を含むものとし、当該市 町村民税の賦課期日において同法の施行地に住 所を有しない者を除く。)であること又は申請 者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶 者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた 月において被保護者若しくは要保護者であつた 月に規定するものに該当することを証する書 類を添付しなければならない。ただし、市町村 は、当該書類により証明すべき事實を公簿等に よつて確認することができるときは、当該書類 を省略させることができる。

四

五 第六十五条の九の五 令第四十三条の五第六項に 規定する厚生労働省令で定める者は、障害福祉 相当介護保険サービスのあつた月において当該 障害福祉相当介護保険サービスに係る同項に規 定する高額障害福祉サービス等給付費が支給さ れたとすれば、保護を必要としない状態となる ものとする。

(令第四十三条の五五六項に規定する厚生労働 省令で定める者)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に 規定する主務省令で定めるときは、災害その他 都道府県知事に対し同項の規定による情報公表 対象サービス等(同項に規定する情報公表対象 サービス等をいう。以下同じ。)の報告(次条 及び第六十五条の九において単に「報告」 といふ。)を行うことができないことにつき正 当な理由がある対象事業者(同項に規定する対

べき事実を公簿等によつて確認することができ
るときは、当該書類を省略させることができ
る。

第六十五条の九の七 情報公表対象サービス等の利用 に資する情報の報告及び公表

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令 で定めるとき)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に 規定する主務省令で定めるときは、災害その他 都道府県知事に対し同項の規定による情報公表 対象サービス等(同項に規定する情報公表対象 サービス等をいう。以下同じ。)の報告(次条 及び第六十五条の九において単に「報告」 といふ。)を行うことができないことにつき正 当な理由がある対象事業者(同項に規定する対

象事業者をいう。以下同じ。)以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。
(報告の方法)

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報

れるところにより行うものとする。

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報)

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときには別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

(法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法)

第六十五条の九の九 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。

ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報)

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に從事する従業者に関する情報(情報公表対象サービス等情報を該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

第六十五条の九の十一 市町村は、法第七十七条第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七十七条第一項第六号に掲げる事業において意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと。

二 法第七十七条第一項第七号に掲げる事業において意思疎通支援を行う者の養成を行うに当たっては、少なくとも手話を専門性の高いものを行くこと。

三 法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める施設

で定めるものとし、該当する施設は、地域活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第三号に規定する主務省令で定める便宜)

第六十五条の十 法第七十七条第一項第三号に規定する主務省令で定める便宜

定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援をする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める費用)

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七

条、第十三条、第十五条第七号に規定する主務省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請に

ついての手数料

三 民法第八百六十二条(同法第八百五十二

条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六

条の五第二項、第八百七十六条の八第二項

及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報酬

四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適当であると認められたもの

(法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める方法)

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める方法は、要約筆記、触手話、指点字等とする。

(法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める便宜)

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るために用具であつて同号の主務大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する主務省

(法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める便宜)

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める便宜

規定する主務省令で定める便宜は、創作的活動による障害者等が自立した日常生活及び社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会との交流の促進の機会の提供、社会との交流の促進又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の機会の提供、社会との交流の促進

又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の機会の提供、社会との交流の促進

(法第七十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める事態)

一 都道府県は、法第七十八条第一項第一号に規定する主務省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態

二 地域生活障害者等(法第七十七条第三項に規定する地域生活障害者等をいう。以下この号において同じ。)の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

(法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者)

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行ふ者とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第六十五条の十四の四 法第七十七条の二第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)の名称及び所在地

二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)であつて、同条第四項の届出を行ふものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに事業及び施設に関する届出(障害福祉サービス事業等に関する届出)

適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出なければならない。

(都道府県の地域生活支援事業)

第六十五条の十四の五 都道府県は、法第七十八条第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行ふ者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行ふ者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たつては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行ふものとする。

(法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第六百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置、運営その他の特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行ふ者の養成及び派遣、意思疎通支援を行ふ者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

(第四章 事業及び施設)

第六十五条の十六 法第七十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。)及び内容

二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 条例、定款その他の基本約款

四 主な職員の氏名及び経歴

第三十四条の第一項から第四項まで、第六項及び第七項

第六十八條の三		別表第八号	市町村
	(中核市の特例)	都道府県	指定都市
		核市長	以外の市
十七	第三十四条の二十九	第三十四条の三十	第三十四条の二十九
十六	第三十四条の三十	第三十四条の三十一	第三十四条の三十
十五	第三十四条の三十二	第三十四条の三十三	第三十四条の三十二
十四	第三十四条の三十三	第三十四条の三十四	第三十四条の三十三
十三	第三十四条の三十四	第三十四条の三十五	第三十四条の三十四
十二	第三十四条の三十五	第三十四条の三十六	第三十四条の三十五
十一	第三十四条の三十六	第三十四条の三十七	第三十四条の三十六
十	第三十四条の三十七	第三十四条の三十八	第三十四条の三十七
九	第三十四条の三十八	第三十四条の三十九	第三十四条の三十八
八	第三十四条の三十九	第三十四条の四十	第三十四条の三十九
七	第三十四条の四十	第三十四条の四十一	第三十四条の四十
六	第三十四条の四十一	第三十四条の四十二	第三十四条の四十
五	第三十四条の四十二	第三十四条の四十三	第三十四条の四十
四	第三十四条の四十三	第三十四条の四十四	第三十四条の四十
三	第三十四条の四十四	第三十四条の四十五	第三十四条の四十
二	第三十四条の四十五	第三十四条の四十六	第三十四条の四十
一	第三十四条の四十六	第三十四条の四十七	第三十四条の四十

第三十四条の
十八
第三十四条の
十八の二
第三十四条の
十八の三
第三十四条の
十九
第三十四条の
二十の三第
四項
第三十四条の
二十二
第三十四条の
二十三第一
項、第三項及
び第四項
第三十四条の
二十四
第三十四条の
二十五
第三十四条の
二十六
第三十四条の
二十六の八
第三十四条の
三十
第三十四条の
五十七
第三十四条の
五十八
第五十七条
第六十二条
第六十三条
第六十四条
第六十五条第
第六十五条第
二項
第六十五条の
九の六
第六十五条の
九の七
第六十五条の
九の九
第六十五条の
九の十
第六十六条第
二項

附則抄

第七十二条 法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十五条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

が定める期間とする。

十六月間までの範囲内で月を単位として市町村

た期間とする。ただし、支給決定を行なった日が月の初日である場合にあつては、一月間から三

を単位として市町村が定める期間を合算して得
る期間とする。たゞ、支給決定を行つて日数

期間と一月間から三十六月間までの範囲内で月

第六回 番外作答 第二回 舟中で絶命を定められた日から当該日が属する月の末日までの

の支給決定をされた者は係る法第二十三条は規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定

附則第二十条に規定する旧法施設支援をいう。）

2 平成十八年十月一日以降に旧法施設支援（法

規定で在施設等の扱費を支給する期間の列存期間と同一の期間とする。

的障害者福祉法第十五条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間の残

又は法附則第五十二条の規定による改正前の知

身体障害者福祉法第十七条の十一第三項第一号

る期間は平成十九年十月一日におけるその者が
に係る法附則第三十五条の規定による改正前の

る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定められた期間は、平成一八年一月一日からその者

省令（令和二年厚生労働省令第九十二号）の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間について、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第九十二号）の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間が満了した支給認定障害者等が前項に規定する者である場合には、当該支給認定については、令和二年改正省令の施行の際現に効力を有するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項の適用については、同項中「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第九十二号）」の施行の際に効力を有する」とあるのは、「令和二年三月一日に効力を有していた」とする。	附 則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成十九年十月一日から施行する。）	附 則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十年四月一日から施行する。）	附 則（平成二〇年七月一日厚生労働省令第一二五号）	（施行期日）
（この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。）	附 則（平成二一年三月三一日厚生労働省令第六六号）	（施行期日）
（この省令は、平成十八年四月一日から施行する。）	附 則（平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六八号）	（施行期日）
（この省令は、平成十八年十月一日から施行する。）	附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成十九年九月二九日厚生労働省令の経過措置）	附 則（平成一九年九月二九日厚生労働省令第一一六号）	（施行期日）
（この省令は、平成十九年十月一日から施行する。）	附 則（平成一九年三月三一日厚生労働省令第一一六号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。）	附 則（平成一九年六月二九日厚生労働省令第一一七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。）	附 則（平成二一年三月三一日厚生労働省令第一一七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。）	附 則（平成二一年六月二九日厚生労働省令第一一七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。）	附 則（平成二一年十一月二八日厚生労働省令第一一七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。）	附 則（平成二二年一月一四日厚生労働省令第四四号）	（施行期日）
（この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。）	附 則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五九号）	（施行期日）
（この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。）	附 則（平成二三年一月一日厚生労働省令第一一六号）	（施行期日）
（この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。）	附 則（平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一五〇号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。）	附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄	（施行期日）
（この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。）	附 則（平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一一五三号）抄	（施行期日）
（この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。）	附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第一一五三号）抄	（施行期日）

に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年二月九日厚生労働省令第五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年二月二八日厚生労働省令第七号）抄

（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月二二日厚生労働省令第二十八号）

（施行期日）この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

法律施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第三十四条の十人の二から第三十四条の十九までの規定による申請書（日常サービス支援型指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。附則第四条において同じ。）に係る改正後の児童福祉法施行規則第十八条の二十の二の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができる。）

附 則（平成三十一年六月二九日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行規則第一百四十三条の十八の改正規定及び同令第百四十条の四十三条第二項の改正規定並びに第四条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則目次の改正規定、同令第三十条の四条の七第五項第一号の改正規定、同令第三十一条の十一第四項各号列記以外の部分の改正規定、同令第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第六号の改正規定（第一項第十ニ号）を「第一項第十三号」に改める部分に限る。）、同令第三十四条の十四第四項の改正規定、同令第三十四条の十五第四項の改正規定、同令第三十四条の二十六の四第二号の改正規定及び同令第六十五条の九の二第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年五月七日厚生労働省令第六〇号）

（施行期日）この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

給について適用し、施行日前に行われた同令第一項に規定する障害福祉サービス、同令第二十四項に規定する自立支援医療又は同令第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月三十日厚生労働省令第六〇号）

（施行期日）この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三十日厚生労働省令第二十二号）

（施行期日）この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四 情報公表対象サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置

イ 情報公表対象サービス等の提供状況の把握のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等に係る計画等の見直しの実施の状況

五 情報公表対象サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 相談支援専門員等との連携の状況

ロ 主治の医師等との連携の状況

第二 情報公表対象サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

ロ 計画的な事業運営のための取組の状況

ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

二 情報公表対象サービス等の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

一 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

一 安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

イ 個人情報の保護の確保のための取組の実施の状況

ロ 情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置

イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

ロ 利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象サービス等の提供内容の改善の実施の状況

第三

情報公表対象サービス等の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
都道府県知事が必要と認めた事項

別表第三号（第六十九条第一項関係）

障害者自立支援施設名		第 号
宮 織 又は組織名		
姓 名		
等		
性 别		
年 齡		
職 業		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律規定に基づき、 施設に在住する者に就むる当該施設のことを指す。		
会員 年 月 日 交付		
長 途 附 動 事		同
市 (区) 村 町		

(法第8条第一項の改正で定める医療)
第三条 佐第8条第一項の改正で定める医療は、精神通院医療とする。

但是

1. この検査対象は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2. この検査対象は、職名の具頭を生じ、又は不消になったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

別表第四号（第六十九条第二項関係）

別表第四号（第六十九条第二項関係）

署名者自ら支拂候証	第 1 号
官 職 文職員 氏 名 生年月日	
署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第四号（第六十九条第二項関係）

署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第五号（第六十九条第三項関係）

別表第五号（第六十九条第三項関係）

署名者自ら支拂候証	第 1 号
官 職 文職員 氏 名 生年月日	
署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第五号（第六十九条第三項関係）

署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第六号（第六十九条第四項関係）

別表第六号（第六十九条第四項関係）

署名者自ら支拂候証	第 1 号
官 職 文職員 氏 名 生年月日	
署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第六号（第六十九条第四項関係）

署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
署名者 勤務地 郵便番号	
	印

別表第七号（第六十九条第四項関係）

別表第七号（第六十九条第四項関係）

署名者自ら支拂候証	第 1 号
官 職 文職員 氏 名 生年月日	
署名者の方を委託する場合は会合を終了して署名するための法律別六 十一條に定める書類を提出することを要す。	
合意 年 月 日 支付	
郵便局名	
	印

別表第八号（第六十九条第五項関係）

(裏面)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(附)	
(報告書)	
第十九条(3) 1. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者に、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。 2. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。 3. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。	
(報告書)	
第十九条(7) 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(附) 2. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。 3. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。	
(注意)	
1. 本調査の結果の材料を用ひ、使用に引き取らざるものとする。 2. 大きさは、約94×1リメートル、縦横ミリメートルとする。	

別表第八号(第十九条正誤欄)

官 編 文 及 務 名	第 N 号	
姓 名		
年 齢		
性 别		
年 月 日		
会 諸 年 月 日 付 実		
郵 送 付 種 知 事		
回		

別表第九号（第六十九条第七項関係）

(裏面)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(附)	
(報告書)	
1. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。 2. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。 3. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。	
(報告書)	
第一九条(7) 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(附) 2. 障害の現状による援助を行ふ場合には、その障害者を子午線障害者と呼ぶ。	
(注意)	
1. 本調査は、本人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2. 本調査は、被験者の眞實性を生じ、又は不実となつたときは、差し戻されなければならない。	
1. 本調査の結果の材料を用ひ、使用に引き取らざるものとする。 2. 大きさは、約94×1リメートル、縦横ミリメートルとする。	

別表第九号(第十九条正誤欄)

官 編 文 及 務 名	第 N 号	
姓 名		
年 齢		
性 別		
年 月 日		
会 諸 年 月 日 付 実		
郵 送 付 種 知 事		
回		

(裏面)

被検者の日常生活及び公生活を妨害的に本腰するための法律(9) (第九条) 第九条 (9) 1. 被検者の日常生活を妨害する行為(以下「妨害行為」といふ。)は、被検者は、その身分を示す被検者と連絡し、シーフ、被検人の請求があるときは、これを検査してなければならぬ。 2. 側面の検査等に付する標題は、犯行検査のものに記載したものとしない。 1. 側面の検査等 第九条(1)の規定により被検者の日常生活を妨害する行為(以下「妨害行為」といふ。)は、被検者は、その身分を示す被検者と連絡し、シーフ、被検人の請求があるときは、これを検査してなければならぬ。 2. 側面の検査等に付する標題は、犯行検査のものに記載したものとしない。 2. 側面の検査等 第九条(1)の規定により被検者の日常生活を妨害する行為(以下「妨害行為」といふ。)は、被検者は、その身分を示す被検者と連絡し、シーフ、被検人の請求があるときは、これを検査してなければならぬ。 2. 側面の検査等に付する標題は、犯行検査のものに記載したものとしない。 3. 側面の検査等 第九条(1)の規定により被検者の日常生活を妨害する行為(以下「妨害行為」といふ。)は、被検者は、その身分を示す被検者と連絡し、シーフ、被検人の請求があるときは、これを検査してなければならぬ。 2. 側面の検査等に付する標題は、被検者の真髄を生じ、又は不育となったときは、速やかに、報復しなければならぬ。

1. 報紙その他の材料を用ひ、概要に十分納えらるものとする。

2. 大きさは、約4×4ミートル、幅4ミートルとする。